

# 熊本県公報

第 1 2 1 2 5 号  
平成 24 年 6 月 29 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部 改正	(水産振興課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
○道路の供用開始	( // ) 4
○道路の供用開始	( // ) 4
○道路の供用開始	( // ) 4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 4
○保安林の指定に関する予定	( // ) 5
○保安林の指定に関する予定	( // ) 5
○種畜証明書書の書換交付	(畜産課) 5
<b>公 告</b>	
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( // ) 8
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 8
○土地改良区定款の変更認可	( // ) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( // ) 9
○平成23年度下期熊本県病院事業業務状況	(障がい者支援課) 9
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県公安委員会運営規則の一部を改正する規則	(警察本部総務課) 18

## 告 示

### 熊本県告示第 8 5 8 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。)第 4 条第 7 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成 2 3 年熊本県告示第 6 7 4 号)を次のとおり変更したので、同条第 1 0 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 6 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していくうえでも重要な役割を果たしている。今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国固有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、

多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、海洋生物資源の保存管理が図られるようになると、基本計画（法第3条の基本計画）に基づき、海洋生物資源の適切な保存及び管理を都道府県別の数量について適切な措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講ずることとする。

(5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切に保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項  
第一種特定海洋生物資源の平成23年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】  
平成23年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】  
平成23年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】  
平成23年7月から平成24年6月まで 若干

第一種特定海洋生物資源の平成24年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】  
平成24年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】  
平成24年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】  
平成24年7月から平成25年6月まで 若干

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項  
【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】  
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の普及及び定着を図ることとする。

また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来操業規程と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程と異なるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第859号  
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林とする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字左京田4601番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上田字左京田4601番（次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。  
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第860号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原字菅ノ迫2563番2、2570番3、2571番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字菅ノ迫2563番2・2570番3・2571番1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第861号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字カラ谷5570番18、5570番36、5570番37

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字カラ谷5570番18・5570番36・5570番37(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第862号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年6月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	下益城郡美里町清水 394番地先から 同所	52.5	単道改 (道路改良)

		471番地先まで		
2	供用を開始する期日	平成24年6月29日		

**熊本県告示第863号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年6月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ陳林 404番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字久石字陳林 393番地先まで	50.0	単道改 (道路 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年6月29日

**熊本県告示第864号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年6月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町手野字迎平 2485番3地先から 阿蘇市一の宮町手野字的場 269番3地先まで	220.0	単道改 (舗装 新設)

2 供用を開始する期日 平成24年6月29日

**熊本県告示第865号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年6月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字村下 1240番2地先から 葦北郡芦北町大字小田浦字和田 3335番4地先まで	46.0	一括道路 (道路改 築、舗装)

2 供用を開始する期日 平成24年6月29日

**熊本県告示第866号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町維和字浪ノ浦2773番、27

- 74番  
2 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第867号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町内野河内字飛石3248番2  
2 指定の目的 水源の涵養  
3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字飛石3248番2（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第868号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町阿村字碓瀬149番1、157番、158番  
2 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第869号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種畜の名前 (登録番号)	飼養者の住所及び氏名又は名称	
	(新)	(旧)
波光重 (日あ繁殖160)	熊本県阿蘇市赤水450 赤水牧野組合	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター
空知 (日馬繁43S 00092)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
ブラックヘラクレス (日馬繁43S 00110)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
蜂蓮 (日馬繁01S 02269)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
トランプレー (日馬繁01S 01250)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
マルトオーカン (日馬繁43S 00107)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
太陽 (日馬繁43S 00085)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
イサムニセイ (日馬繁43S 00111)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
晴雲 (日馬繁01S 02055)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
駁アショロ (日馬繁43S 00096)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
男駒 (日馬繁43S 00104)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
金勝 (日馬繁43S 00108)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
流星 (日馬繁43S 00098)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和

種畜の名前 (登録番号)	飼養者の住所及び氏名又は名称	
	(新)	(旧)
竹丸 (日馬繁43S00109)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
丸天 (日馬繁43S 00113)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
糸福成 (全和黒13622)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本県熊本市長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
優熔 (日馬繁01S 01847)	熊本県熊本市中央区国府4-1-59 堤 恭一	熊本県熊本市国府4-1-59 堤 恭一
峰健 (日馬繁01S 02270)	熊本県熊本市中央区本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場	熊本県阿蘇郡西原村布田1813-1 有限会社宮村牧場
絃玖 (日馬繁43S 00112)	熊本県熊本市中央区本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場	熊本県阿蘇郡西原村布田1813-1 有限会社宮村牧場
驚錦 (日馬繁01S 02005)	熊本県熊本市中央区本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場	熊本県阿蘇郡西原村布田1813-1 有限会社宮村牧場
玷兵 (日馬繁01S 01927)	熊本県熊本市中央区本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場	熊本県熊本市本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場
亜琉 (日馬繁43S 00106)	熊本県熊本市中央区本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場	熊本県熊本市本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場
アグネス プラネット (日軽繁02108)	熊本県熊本市中央区本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場	熊本県熊本市本荘二丁目12-10 有限会社宮村牧場
影鷲 (日馬繁01S 01822)	熊本県熊本市東区小山七丁目7-23 志水 勝国	熊本県熊本市小山七丁目7-23 志水 勝国
シンワスター (日馬血216010382)	熊本県熊本市東区小山七丁目7-23 志水 勝国	熊本県熊本市小山七丁目7-23 志水 勝国
安雅 (全和黒原5328)	熊本県熊本市東区小山町2219-1 中原 誠喜	熊本県熊本市小山町2219-1 中原 誠喜

## 公 告

## 熊本県公告第 3 7 2 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 4 年 6 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第 1 4 0 9 号	混合有 機質肥 料	ライス ブラン 肥料	窒素全量： 2. 2 りん酸全量 ： 3. 2 加里全量： 1. 2	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制理事 項は、公定規 格のとおり。	西日本殖産有限 会社 熊本県八代市松 崎町 1 5 9 番地 1	平成 2 7 年 7 月 1 0 日

**熊本県公告第 3 7 3 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 4 年 6 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字中ノ割 2 4 8 2 番 1 及び同 2 4 8 9 番 2  
3 0 6. 5 8 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字原水 2 5 2 4 番地  
萬谷 洋

**熊本県公告第 3 7 4 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 4 年 6 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保 2 0 2 4 番 1、同 2 0 2 4 番 3 及び同 2 0 2 4 番 4  
5 5 5. 6 0 平方メートル（うち道路後退部分 5 6. 6 6 平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字辛川 2 0 1 4 番地 3  
杉本 淳平

**熊本県公告第 3 7 5 号**

熊本市に事務所を置く近津土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 4 年 6 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 幸人	熊本市西区松尾町近津 2 4 6 番地
理事	牛島 富伝	熊本市西区松尾町近津 7 4 6 番地
理事	宮本 恭輔	熊本市西区松尾町近津 7 5 5 番地
理事	下津 茂信	熊本市西区松尾町近津 1 1 1 5 番地
理事	藤本 勁	熊本市西区松尾町近津 2 2 0 番地
監事	中村 栄	熊本市西区松尾町近津 1 1 6 0 番地
監事	葭原 徳宏	熊本市西区松尾町近津 1 0 番地
就任		
理事	牛島 昇	熊本市西区松尾町近津 7 4 7 番地
理事	中村 栄	熊本市西区松尾町近津 1 1 6 0 番地
理事	藤本 善邦	熊本市西区松尾町近津 2 1 1 番地
理事	宮本 恭輔	熊本市西区松尾町近津 7 5 5 番地
理事	中村 清明	熊本市西区松尾町近津 1 0 4 4 番地 2



監事	牛島 信彦	熊本市西区松尾町近津735番地
監事	牛島 博寿	熊本市西区松尾町近津212番地

**熊本県公告第376号**

上益城郡山都町に事務所を置く矢部開パ地区土地改良区理事長下竹良一から平成24年5月15日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年6月20日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第377号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字宮園2108番1  
433.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区八景水谷二丁目14番64号  
齋藤 和之

**熊本県公告第378号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇土市善道寺町字綾織59番1、同60番1、同66番1、同67番1、同68番1、同70番1、同70番4、同72番1、同72番3、同74番1、同76番1、同77番、同79番1、同字恵四郎173番1、同174番、同175番、同176番、同177番、同179番3、同181番、同183番、同184番、同185番、同186番、同187番、同188番、同189番、同190番、同191番1並びに里道の一部  
42,308.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社 コメリ

**熊本県公告第379号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成23年度下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成24年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成23年度 下期

熊本県病院事業  
業務状況説明書

熊本県病院局

## 熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成23年度下期（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）における業務の状況は次のとおりである。

### 1 事業の概要

#### (1) 概況

常勤医師の不足のため、新規外来患者の受診を一部抑制するとともに、200床中50床を休止している。

このような状況の中、今期の外来患者は、延人数13,506人、1日平均93.1人で、前年度同期と比較すると、延人数では249人、1日平均では1.0人の増となっている。

また、入院患者は、延人数21,070人、1日平均115.1人、病床利用率\*176.8%で、前年度同期と比較すると、延人数では451人、1日平均では3.1人、病床利用率では2.0ポイントの減となっている。

なお、平成21年10月と平成23年1月に新規外来患者の受診抑制を段階的に解除しており、今期の新規外来患者数は177人で、前年度同期と比較すると41人増加しており、外来患者の増につながった。

#### (2) 患者の状況

##### ① 外来患者の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人数	2,270	2,338	2,254	2,139	2,214	2,291	13,506
1日平均	90.8	97.4	98.0	93.0	92.3	88.1	93.1

##### ② 入院患者の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人数	3,533	3,532	3,622	3,609	3,269	3,505	21,070
1日平均	114.0	117.7	116.8	116.4	112.7	113.1	115.1
利用率	76.0%	78.5%	77.9%	77.6%	75.1%	75.4%	76.8%

##### ③ 入退院調

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院者数	17	29	26	32	29	26	159
退院者数	24	23	26	36	30	21	160
月末患者数	109	115	115	111	110	115	

\*1 病床利用率の算定にあたっては、平成20年4月以降、稼働病床150床を基礎としている。

④ 外来患者病名別調 (延人数)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		1,180	1,201	1,131	1,109	1,163	1,228	7,012
そううつ病		490	483	506	439	474	467	2,859
脳器質性	認知症							
	アルツ型	11	10	12	9	11	8	61
	脳血管性	11	9	11	10	11	11	63
	その他	3	2	2	1	2	1	11
その他		16	15	15	15	14	19	94
依存症	アルコール	49	52	52	44	46	53	296
	覚醒剤	25	18	18	18	19	23	121
	その他	3	3	2	3	4	5	20
その他の精神病		317	312	318	325	322	311	1,905
精神遅滞			1		2	1		4
人格障害		7	8	17	11	3	4	50
神経症		85	75	77	76	75	81	469
てんかん		25	26	27	31	22	31	162
その他		48	123	66	46	47	49	379
合計		2,270	2,338	2,254	2,139	2,214	2,291	13,506

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

⑤ 入院患者病名別調 (延人数)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		2,608	2,620	2,732	2,684	2,518	2,726	15,888
そううつ病		401	381	324	347	303	336	2,092
脳器質性	認知症							
	アルツ型							
	脳血管性							
	その他							
その他		31	30	31	31	29	31	183
依存症	アルコール	184	208	287	326	279	217	1,501
	覚醒剤	31	30	21				82
	その他					3		3
その他の精神病		185	169	165	168	130	170	987
精神遅滞								
人格障害			16		10	1		27
神経症		62	48	31	19			160
てんかん						6	25	31
その他		31	30	31	24			116
合計		3,533	3,532	3,622	3,609	3,269	3,505	21,070

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

## (3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H23. 3. 31現在 <sup>*1</sup>	H24. 3. 31現在 <sup>*1</sup>
医 師	5	5
医 療 技 術 職 員	9	9
看 護 師	53	52
准 看 護 師	1	1
事 務 職 員	14	14
技 能 労 務 職 員	2	1
計	84	82

## 2 経理の状況

## (1) 損益計算書（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）

(単位：円)

医業収益	388,948,519	
医業費用	768,668,046	
当期営業損失		379,719,527
医業外収益	375,472,695	
医業外費用	50,443,250	
当期経常損失		54,690,082

---

\*1 特別職である事業管理者1名を除く。

## (2) 平成23年度決算の状況

## ① 損益計算書

(単位：円)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1	医業収益			
	(1) 入院収益	622,680,736		
	(2) 外来収益	155,553,927		
	(3) その他医業収益	4,488,420	782,723,083	
2	医業費用			
	(1) 給与費	888,659,237		
	(2) 材料費	79,223,928		
	(3) 経費	276,251,747		
	(4) 減価償却費	143,845,262		
	(5) 資産減耗費	1,294,495		
	(6) 研究研修費	4,776,226	1,394,050,895	
	営業損失			611,327,812
3	医業外収益			
	(1) 受取利息	4,706,103		
	(2) 一般会計負担金	741,583,000		
	(3) その他医業外収益	4,795,101	751,084,204	
4	医業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	102,187,998		
	(2) 雑損失	0	102,187,998	648,896,206
	経常利益			37,568,394
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	0	0	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	0	0	0
	当年度純利益			37,568,394
	前年度繰越欠損金			817,768,433
	当年度未処理欠損金			780,200,039

## ② 貸借対照表

(単位：円)

(平成24年3月31日)

## 資 産 の 部

## 1 固定資産

## (1) 有形固定資産

イ 土地		283,278,583
ロ 建物	5,073,184,147	
減価償却累計額	<u>1,688,406,855</u>	3,384,777,292
ハ 構築物	522,230,400	
減価償却累計額	<u>311,407,945</u>	210,822,455
ニ 器械備品	363,067,345	
減価償却累計額	<u>273,963,806</u>	89,103,539
ホ 車輛	18,043,050	
減価償却累計額	<u>16,554,602</u>	1,488,448
ヘ 建設仮勘定		<u>0</u>

有形固定資産合計

3,969,470,317

## (2) 無形固定資産

イ 電話加入権		<u>240,832</u>
---------	--	----------------

無形固定資産合計

240,832

固定資産合計

3,969,711,149

## 2 流動資産

(1) 現金預金	2,062,353,595
(2) 未収金	120,677,062
(3) 貯蔵品	3,327,798
(4) その他流動資産	<u>0</u>

流動資産合計

2,186,358,455

資産合計

6,156,069,604

## 負 債 の 部

## 3 固定負債

(1) 退職給与引当金	272,484,464
(2) 修繕引当金	<u>135,564,590</u>

固定負債合計

408,049,054

## 4 流動負債

(1) 未払金	44,059,234
(2) 預り金	6,397,100
(3) その他流動負債	<u>0</u>

流動負債合計

50,456,334

負債合計

458,505,388

## 資 本 の 部

## 5 資本金

(1) 自己資本金	2,089,986,924
(2) 借入資本金	

## イ 企業債

3,351,031,193

借入資本金合計

3,351,031,193

資本金合計

5,441,018,117

## 6 剰余金

## (1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	155,049,830
ロ 補助金	384,417,000
ハ その他資本剰余金	<u>325,260,000</u>

資本剰余金合計

864,726,830

## (2) 利益剰余金

イ 減債積立金	172,019,308
ロ 当年度未処理欠損金	<u>780,200,039</u>

利益剰余金合計

△608,180,731

剰余金合計

256,546,099

資本合計

5,697,564,216

負債資本合計

6,156,069,604

## ③ 剰余金計算書

(単位:円)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

## 利 益 剰 余 金 の 部

## I 減債積立金

1 前年度末残高	172,019,308	
2 前年度繰入額	0	
3 当年度処分額	0	
4 当年度末残高		172,019,308

## II 利益積立金

1 前年度末残高	0	
2 前年度繰入額	0	
3 当年度処分額	0	
4 当年度末残高		0
積立金合計		<u>172,019,308</u>

## III 欠損金

1 前年度未処理欠損金		817,768,433
2 前年度欠損金処理額		
(1) 利益積立金繰入額	0	
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3) 資本剰余金繰入額	0	
繰越欠損金年度末残高		<u>817,768,433</u>
3 当年度純利益		<u>37,568,394</u>
当年度未処理欠損金		<u>780,200,039</u>

## 資 本 剰 余 金 の 部

## I 受贈財産評価額

1 前年度末残高	155,049,830	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		155,049,830

## II 補助金

1 前年度末残高	384,417,000	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		384,417,000



## Ⅲ その他資本剰余金

1	前年度末残高	325,260,000	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生額	0	
4	当年度処分額	0	
5	当年度末残高		<u>325,260,000</u>
	翌年度繰越資本剰余金		<u><u>864,726,830</u></u>

## ④ 欠損金処理計算書

(単位:円)

1	当年度未処理欠損金		780,200,039
2	欠損金処理額		
	(1) 利益積立金繰入額	0	
	(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
	(3) 資本剰余金繰入額	0	0
3	翌年度繰越欠損金		<u>780,200,039</u>

## 3 平成24年度の経営方針

県立病院としての使命及び役割を果たしながら、医業費用の削減に取り組むとともに、医業収益の確保のために、病床利用率の向上等を目指し、全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに努める。

また、限られた人材で医療の質を確保し向上させていくため、職員のスキルアップとチーム医療を徹底するとともに、医療の安全管理に努めながら、患者様の権利を擁護し、患者様との相互協力による質の高い医療を実現する。

## 4 平成24年度当初予算の概要

## (1) 事業の予定量

病床数	150床		
入院患者	48,545人	(1日平均	133人)
外来患者	32,386人	(1日平均	110人)

注) 平成20年4月1日から200床中50床を休床中。

## (2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,610,002	医業収益	882,482
		医業外収益	727,520
病院事業費用	1,605,682	医業費用	1,508,628
		医業外費用	97,004
		予備費	50

## (3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	0	一般会計負担金	0
資本的支出	213,301	建設改良費	29,409
		企業債償還金	183,892

## 登載依頼

## 熊本県公安委員会規則第 8 号

熊本県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 6 月 29 日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

熊本県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

熊本県公安委員会運営規則（平成 13 年熊本県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「2 人」を「3 人」に改める。

第 6 条第 2 項中「、委員」を「、出席委員」に、「2 人以上の同意」を「の過半数」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。